

昭和十二年一月二十三日 第三種郵便物認可
昭和十六年十一月二十五日 印刷納本
昭和十六年十二月一日(毎月一回)發行

禁轉載

五路の改良



第二十三卷 第十二號

鋪裝報國



舗

東京・丸ノ内

日本鋪道株式會社

社長 浅利三朗

東京・大阪・福岡・札幌・京城・臺北・新竹・橫濱・名古屋・京都

飛行場鋪裝 道路鋪裝

加熱式アスファルト

アスファルト乳剤

セメントコンクリート

アスファルト乳剤製造



東京瀝材工業株式會社

本社 東京市日本橋區吳服橋一丁目三番地
(三和ビル)

二六六六番
電話(日本橋) 五五一一番

東京工場 東京市江戸川區長島町五七〇五番地
電話(葛西) 〇〇四〇番

鶴見工場 横濱市鶴見區市場町七七四番地

道路の改良第二十三卷第十一号 目次 昭和十六年十二月一日發行

卷頭言

論 説

東京府近年の交通事故

慶應大學教授 經濟學博士 増井幸雄(三)

研 究

獨逸の運輸狀況と歐羅巴新秩序

多田基(四)

資 料

地方町村道改良に關する豫備知識(三)

W S 生(三)

說 范

歷代内務土木局長と其時代 = 唐澤俊樹氏 =

清 水 生(三)

道路、河川を愛護せよ

長府土木出張所長 静岡縣廳土木部課
土木技師 池邊晋(呪)

静岡縣に於ける道路愛護(1)

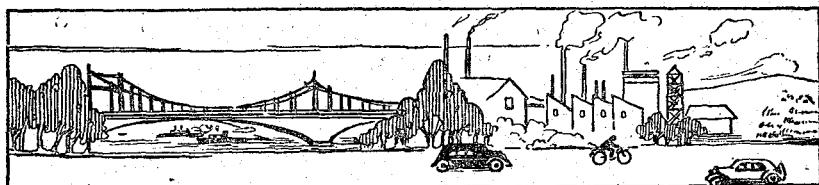
静岡縣廳土木部課 海野彌之助(呪)

蘇聯の全貌と抗戰力と交通問題(下)

淡 路 生(齒)

小春の水戸近郊

苔 石(合)



高坂孝三編土地收用法實例判例要覽

水川比路志(全)

時局 日誌(五十)

Y H 生(全)

内務省特報

内務省告示◎東條總理大臣の施政方針◎東條總理大臣の内政問題に對する信念.....(101)

地方通信

茨城縣下國道改修の着工——其他.....(105)

法令

通牒 水道ノ事故報告方ニ關スル件.....(105)

最近内務省に於ける路政關係行政處分例.....(Y K 生(105))

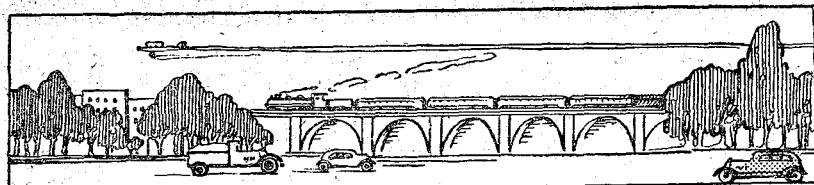
雑報

理事會◎道路功績者表彰◎新居國土局長の着任と挨拶◎河川協會の總會◎子爵阪谷芳郎氏◎全日本科學技術團體聯合會第一回代表委員總會◎近刊圖書雜誌.....(二六)

叙任辭令.....(一元)

編輯室の内外.....(二二)

附錄 内務省、道、府、縣土木官吏一覽表◎道路の改良總目次



書修獨の者務實木土

實用木土講座

度 程 等 中

秋期新學期開始 新會員大募集

一億一心。實力養成。技術は即ち力である。

世は技術時代。土木は國本的技術として高度國防の基本的一環を成し、特に航空土木及防空土木は時局下必讀の新進技術である。

新東亞建設

第一步は土木日本の大陸進出に在り。行け！ 土木家

は大陸に!!! 國力伸張のため將た東亞興隆のため。

土木を以て立身奉公せんと欲する人のために、島國日本より大陸日本へ進出報國を期する人のために、本講座を捧げる。

▼兩講座共初代内務省土木試驗所長、元東京市土木局長牧彥七博士の綜管下に、内務・鐵道・農林・遞信四省、東大・日大・企畫院・滿洲國政府・東京市役所・北京特別市公署・其他の關係諸先生の執筆による時需の最良書である。

▼初級講座には土木製圖、測量學、應用力學、土木材料、施工法、鐵筋コンクリート、河川工學、港灣、道路、橋梁、鐵道工學、發電、水力、都市計畫、上水道、下水道の外に科外講話あり。一年三ヶ月修了。毎月一冊配本。

▼上級講座には簡易鋪裝・セメント系鋪裝・コンクリート橋梁及溝橋、隧道工、河港及運河、基礎工、擁壁工、農業土木、航空土木、防空土木、高速鐵道、軌道及特殊鐵道、土木地質學、土木工事監督、土木行政法綱要、應用電氣工學等あり。一年一ヶ月修了。

▼送込料毎月一冊配本。會費金圓七拾圓前納。全卷即時配本可能。申込料毎月六錢。地方十四錢。(但第一年十二月末日限内申込には特典があります)。

期限は來る十二月末日限内申込には特典があります。

內容見本無代進呈

東京市世田谷區上馬町一ノ六五九番地

日本土木工學會

振替 東京二〇八三四番

昭和十六年

道路の改良

十二月一日

卷三十二第

號二十第

言頭卷

行政事務處理簡捷化即ち許可認可等行政事務を懇切敏速に處理する勅令發布に臨み東條内閣總理大臣は其主旨を明かにして曰く「今回許可、認可等行政事務の簡捷化を斷行することとし之に關する勅令の制定を仰ぐこととしたのは全く現下内外の情勢に即應して國防國家體制確立のための官界新體制の一環として企圖するものであつて行政の機能を刷新し事務の處理を活潑ならしめ、以て國家國民の活動を最高度に發揮せしめんが爲に外ならぬ、依つて右の主旨を官吏並に民間に十分認識せしめるやう努力せられたい。特に官吏は今回の晝期的制度を斷行するに至つた根本主旨をよく理解して懇切敏速に事務を處理すると共に先づ國民を信頼するの氣持を以て事に當ることを希望する」と。

眞に官廳事務の簡捷化を圖る爲めには單に許可認可事項に期限を付するだけでは足らない。進んで官廳の事務を局課中心主義にすべきであると信ずる。即ち事務當局の最高責任者である局長、部長、課長が其責任において事務を處理して了ふ。大臣次官はたゞ國政一般の綜合的統轄をやればよい、今日の如く事務から分科し新しい事態の次ぎ／＼に起つて来る時代には上層へ行くほど實情に迅速になる、夫を々々上司の命令を待ち印を貰つて歩いてゐるから事務が停滞して了ふのだと論ずる者がある一理ある批判である。

期限付處理といふも其は必しも最終的意味に於ける行政處分の決定を意味するものでなく、必ず行政廳又は經由行政廳に於て許可認可免許又は承認を要する事項に關し一定の申請ありたる場合三十日以内に文書による指令を照會又は通知を發せざる時はその期間滿了の日に於て許可認可免許又は承認ありたるものと看做すといふのである。此は行政事務處理の性質上當然であると思惟されるが當局としては中間的に何等かの照會又は通知を發して時效の發生を防ぎ最終的決定を保留することが幾らでも出来るであらう。若し夫れの適用如何で事務簡捷必ずしも效果を生ぜず却つて一種の新たな繁文縟禮や情弊を招來することがないとはいへないと評する者がある場合に依つては正にその通りである。

東條内閣總理大臣は内閣職員に對する訓示中において官吏は民衆に對して懇切でなければならぬと力説されたが此民衆に對する官吏の親切心こそは事務簡捷化の根本義であらう、官吏にして民衆に對し親切心を缺くならば到底事務簡捷化は之を期待するを得ざるのである、乍去民衆が徒然に官吏に求むるのみにして自らを省みざるに於ては又以て事務の簡捷化は得て望むべからざる事を覺悟しなければならぬ。官吏に望むに親切心を以てすると同時に民衆はよく違法の精神を體し法規に準據し官吏に手數を煩はさざることに懸念すべきであらう、官民の協力とは蓋し斯の如きことであると信ずる。(洪民)